

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年1月30日（令和7年（行情）諮詢第115号）及び同年2月13日（同第213号）

答申日：令和7年5月28日（令和7年度（行情）答申第34号及び同第42号）

事件名：防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求につき、別紙の2（1）に掲げる37文書（以下、順に「文書1」ないし「文書37」といい、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、開示し、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」とい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2（2）に掲げる103文書（以下、順に「文書38」ないし「文書140」といい、併せて「本件対象文書2」とい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年10月24日付け防官文第24171号、同年5月31日付け防官文第12890号及び同年11月8日付け同第25404号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」とい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書1（原処分1について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙1（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙2（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 他に文書がないか確認を求める。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかつたものについては、その特定を求めるものである。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

キ 上記（1）カと同旨。

（2）審査請求書3（原処分3について）

ア ないしエ 上記（1）アないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 上記（2）オと同旨。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

### 第3 質問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1について

##### （1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（1）に掲げる37文書（本件対象文書1）を特定し、令和6年10月24日付け防官文第24171号により、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

##### （2）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書1は電磁的記録を特定している。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態なく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は、複写の交付を受けていない。

エ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

オ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

## 2 原処分2及び原処分3について

### （1）経緯

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2（2）に掲げる103文書（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年5月31日付け防官文第12890号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）に掲げる文書38について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年11月8日付け防官文第25404号により、本件対象文書2のうち、別紙の2（2）に掲げる文書39から文書140までについて、法5条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合して諮問する。

### （2）法5条該当性について

原処分2及び原処分3において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

### (3) 審査請求人の主張について

ア及びイ 上記1 (2) ア及び1と同旨。(ただし、「本件対象文書1とあるのは「本件対象文書2」と読み替える。)

ウ 審査請求人は、「特定されたP D Fファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書2と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適切に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書2は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を特定している。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分2を行ったものである。

カ 上記1 (2) オと同旨。

キ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2及び原処分3においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書2の一部が同条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ク 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2及び原処分3において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

ケ 上記1 (2) エと同旨。

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分3を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和7年1月30日 諮問の受理(令和7年(行情) 諮問第115号)

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）  
③ 同年2月13日 諮問の受理（令和7年（行情） 諮問第213号）  
④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）  
⑤ 同年3月7日 審議（同上）  
⑥ 同年5月22日 令和7年（行情） 諮問第115号及び同第213号の併合、本件対象文書2の見分並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書1につき、本件対象文書1を特定し、全部開示し、本件請求文書2につき、本件対象文書2を特定し、その一部を法5条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書1及び本件請求文書2に係る文書の追加特定及び本件対象文書2の不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書2の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

#### ア 本件請求文書1に係る文書の特定（原処分1）

本件各開示請求は、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の開示を求めるものであるところ、本件請求文書1に係る開示請求書には「2024.4.16一本本B122で特定された後に作成された文書」と記載されていることから、防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、請求受付番号が「2024.4.16一本本B122」の別件開示請求の受付日の翌日である令和6年4月17日から本件請求文書1の開示請求受付日である同年8月27日までに作成された文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書37を特定した。

#### イ 本件請求文書2に係る文書の特定（原処分3）

本件請求文書2に係る開示請求書には「防衛省が、自由民主党安全

保障調査会の会議における説明のために提出した資料（大臣官房文書課で管理している中で最も古いもの）、及び当該行政文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」と記載されていたところ、自民党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち、本件請求文書2の開示請求受付時点（令和6年4月2日）において、防衛省大臣官房文書課において管理しているもので、最も古いものである行政文書である文書38及び文書38がつづられている行政文書ファイルにつづられているその他の文書の全て（文書39ないし文書140）を特定した。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

（2）これを検討するに、上記（1）ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（1）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮詢庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について（原処分3）

（1）別表の番号1、3、5、21、23、32ないし38、41ないし50、52、54、55、60、63ないし66及び71の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省（当時は防衛庁。以下同じ。）において第162回通常国会に提出予定であった特定の法案（以下「法案」という。）に係る、政党及び議員との調整に関する情報等が記載されていると認められる。

イ 謝問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、政党又は議員が公表していない調整内容に加え、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省と政党及び議員との信頼関係が損なわれ、今後防衛省において各種の政策立案作業を行うに当たって、政党及び議員からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることにつ

いては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2、4、6ないし10、12ないし20、24ないし31、59及び68ないし70の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省内における審議又は検討に関する内部情報等が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、政党又は議員が公表していない調整内容に加え、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、将来において同種の審議又は検討等を行うに当たって、行政機関における率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省内部における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号11及び72の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省・自衛隊の防衛力整備及び運用に関する情報及び防衛省内における審議又は検討に関する内部情報等が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、政党又は議員が公表していない調整内容に加え、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、我が国の防衛体制等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとともに、防衛省内部における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条3号及び5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号22、56ないし58、61及び62の不開示部分について

ア 当該部分には、法案に係る、政党及び議員との調整に関する情報及び防衛省内における審議又は検討に関する内部情報等が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、政党又は議員が公表していない調整内容に加え、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省と政党及び議員との信頼関係が損なわれ、今後防衛省において各種の政策立案作業を行うに当たって、政党及び議員からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、及び、将来において同種の審議又は検討等を行うに当たって、行政機関における率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省内部における審議又は検討に関する未確定の情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条5号及び6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号39及び40の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省における担当者の内線番号及び特定部署の直通電話番号が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該内線番号及び直通電話番号は一般に公開されていない情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (6) 別表の番号51の不開示部分について

ア 当該部分には、法案に係る、政党及び議員との調整に関する情報及び防衛省における担当者の内線番号等が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、政党又は議員が公表していない調整内容に加え、防衛省内の未成熟な検討内容といった未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

また、諮問庁は、担当者の内線番号等について、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした旨、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄の記載内容に追加して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、防衛省と政党及び議員との信頼関係が損なわれ、今後防衛省において各種の政策立案作業を行うに当たって、政党及び議員からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (7) 別表の番号53の不開示部分について

ア 当該部分には、法案の審議又は検討に係る行政事務に関する情報が記載されていることが認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、法案の検討又は審議に係る防衛省内外の関係者との調整に関する情報及び関係者の連絡先等が記載されているが、いずれも未公表の情報であり、当該部分が明らかになることにより、今後の防衛省が行う行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、今後の防衛省が行う行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表の番号67の不開示部分について

ア 当該部分には、法案に係る、政党及び議員との調整に関する情報等及び防衛省における担当者の連絡先等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該部分には、未確定の内容が含まれ、いずれも公にすることを前提としない機微な情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることによって、防衛省と政党及び議員との信頼関係が損なわれ、今後防衛省において各種の政策立案作業を行うに当たって、政党及び議員からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示し、本件請求文書2の開示請求に対し、本件対象文書2を特定し、その一部を法5条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないでの、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書2につき不開示とされた部分は、同条3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2024.4.16一本本B122で特定された後に作成された文書の全て。（本件請求文書1）
- (2) 防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料（大臣官房文書課で管理している中で最も古い物）、及び当該行政文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。（本件請求文書2）

### 2 本件対象文書

#### (1) 本件対象文書1

- 文書1 7月12日に公表した事案にかかる指揮監督責任について（令和6年7月12日 防衛省）
- 文書2 （お知らせ）懲戒処分の公表（令和6年7月12日 防衛省）
- 文書3 防衛省・自衛隊からの公表案件について（令和6年7月12日 防衛省）
- 文書4 令和6年版防衛白書の概要について（令和6年6月 防衛省）
- 文書5 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和7年度概算要求の概要（横：抜粋版）
- 文書6 防衛力抜本的強化の進捗と予算 令和7年度概算要求の概要（縦：全体版）
- 文書7 日米韓防衛相会談・日韓防衛相会談・日米防衛相会談について（令和6年7月 防衛省）
- 文書8 （お知らせ）日米韓防衛相会談について（令和6年7月28日 防衛省）
- 文書9 日米韓防衛相共同プレス声明（2024年7月28日）（仮訳）
- 文書10 （お知らせ）日韓防衛相会談（結果概要）（令和6年7月28日 防衛省）
- 文書11 （お知らせ）日米防衛相会談の概要（令和6年7月29日 防衛省）
- 文書12 5月27日の北朝鮮による衛星打ち上げを目的とした発射について（令和6年5月28日 防衛省）
- 文書13 5月30日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について（令和6年6月5日 防衛省）
- 文書14 6月26日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射について（令

和6年7月10日 防衛省)

- 文書15 防衛省において発生した特定秘密漏えい事案等及び今後の再発防止策 (令和6年7月 防衛省)
- 文書16 海上自衛隊ヘリコプターSH-60Kの墜落について (2024年4月22日 防衛省)
- 文書17 海上自衛隊ヘリコプターSH-60Kの墜落を受けた現状について (2024年6月5日 防衛省)
- 文書18 海上自衛隊ヘリコプター航空事故調査結果等 (防衛省 令和6年7月)
- 文書19 木原防衛大臣の海外出張について (令和6年5月 防衛省)
- 文書20 第21回・I I S S アジア安全保障会議 (シャングリラ会合) 結果概要 (令和6年6月 防衛省)
- 文書21 シャングリラ会合資料配布一式
- 文書22 防衛省AI活用推進基本方針 概要 (令和6年7月 防衛省)
- 文書23 防衛省AI活用推進基本方針 本文 (令和6年7月 防衛省)
- 文書24 防衛省サイバー人材総合戦略 概要 (令和6年7月 防衛省)
- 文書25 防衛省サイバー人材総合戦略 本文 (令和6年7月 防衛省)
- 文書26 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会について (令和6年7月 防衛省) 1
- 文書27 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会について (令和6年7月 防衛省) 2
- 文書28 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会について (令和6年8月 防衛省)
- 文書29 北富士演習場における手りゅう弾投てき訓練中の隊員の死亡について (令和6年6月 防衛省)
- 文書30 潜水艦修理契約における不適切な行為及び隊員の規律違反の疑いについて (令和6年7月 防衛省)
- 文書31 (お知らせ) 懲戒処分の公表 (令和6年7月12日 防衛省)
- 文書32 特定秘密漏えい事案等の懲戒処分について (令和6年7月12日 防衛省)
- 文書33 海自潜水手当不正受給事案を踏まえた対応 (令和6年7月 防衛省)
- 文書34 海上自衛隊の潜水手当不正受給事案に関する対応について (令和6年7月26日 防衛省)
- 文書35 海上自衛隊における潜水手当不正受給事案及び不正喫食事案について (令和6年7月 防衛省)
- 文書36 特定臨時避難施設の整備について
- 文書37 ドローンにより「いざも」を空撮したとする映像について

(令和6年5月 防衛省)

(2) 本件対象文書2

- 文書38 提出資料1  
文書39 提出資料2  
文書40 提出資料3  
文書41 提出資料4  
文書42 提出資料5  
文書43 提出資料6  
文書44 資料1  
文書45 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に係る説明の御参考  
1  
文書46 資料2  
文書47 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要1  
文書48 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要2  
文書49 次期通常国会提出予定法案1  
文書50 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要(案)  
文書51 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要3  
文書52 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要4  
文書53 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要5  
文書54 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要6  
文書55 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要7  
文書56 次期通常国会提出予定法案2  
文書57 資料3  
文書58 資料4  
文書59 資料5  
文書60 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案趣旨説明1  
文書61 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案趣旨説明2  
文書62 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案趣旨説明3  
文書63 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案提案理由説明  
文書64 次期通常国会提出予定法案について(平成17年1月 防衛  
庁)1  
文書65 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案1  
文書66 次期通常国会提出予定法案について(平成17年1月 防衛  
庁)2  
文書67 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案2  
文書68 次期通常国会提出予定法案について(平成17年1月 防衛  
庁)3  
文書69 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案3

- 文書 7 0 第 1 6 2 回通常国会提出予定法案について（平成 1 7 年 2 月  
防衛庁） 1
- 文書 7 1 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 4
- 文書 7 2 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 5
- 文書 7 3 資料 6
- 文書 7 4 資料 7
- 文書 7 5 資料 8
- 文書 7 6 資料 9
- 文書 7 7 資料 10
- 文書 7 8 資料 11
- 文書 7 9 資料 12
- 文書 8 0 次期通常国会提出予定法案について（防衛庁 平成 1 7 年 1  
月）
- 文書 8 1 第 1 6 2 回通常国会提出予定法案について（防衛庁 平成 1  
7 年 2 月）
- 文書 8 2 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について（防衛庁  
平成 1 7 年 2 月）
- 文書 8 3 資料 13
- 文書 8 4 資料 14
- 文書 8 5 平成 1 7 年度 予算関連法案 国会提出までの作業スケジュー  
ール 1
- 文書 8 6 平成 1 7 年度 予算関連法案 国会提出までの作業スケジュー  
ール 2
- 文書 8 7 平成 1 7 年度 予算関連法案 国会提出までの作業スケジュー  
ール 3
- 文書 8 8 平成 1 7 年度 予算関連法案 国会提出までの作業スケジュー  
ール 4
- 文書 8 9 平成 1 7 年度 予算関連法案 国会提出までの作業スケジュー  
ール 5
- 文書 9 0 資料 15
- 文書 9 1 資料 16
- 文書 9 2 第 1 6 2 回国会（常会）提出予定法案スケジュール 1
- 文書 9 3 第 1 6 2 回国会（常会）提出予定法案スケジュール 2
- 文書 9 4 誤りチェックシート
- 文書 9 5 閣議後大臣御発言要旨（17. 2. 15）
- 文書 9 6 閣議等案件登録
- 文書 9 7 資料 17
- 文書 9 8 資料 18

文書 9 9 資料 1 9  
文書 1 0 0 資料 2 0  
文書 1 0 1 法律案  
文書 1 0 2 Q & A 1  
文書 1 0 3 Q & A 2  
文書 1 0 4 Q & A 3  
文書 1 0 5 Q & A 4  
文書 1 0 6 通常国会提出法案に係る説明の御参考（案） 1  
文書 1 0 7 通常国会提出法案に係る説明の御参考（案） 2  
文書 1 0 8 通常国会提出法案に係る説明の御参考（案） 3  
文書 1 0 9 第 1 6 2 回通常国会提出予定法案について（平成 1 7 年 2 月 防衛庁） 2  
文書 1 1 0 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に係る説明の御参考（案） 1  
文書 1 1 1 通常国会提出法案に係る説明の御参考（案） 4  
文書 1 1 2 通常国会提出法案に係る説明の御参考（案） 5  
文書 1 1 3 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に係る説明の御参考（案） 2  
文書 1 1 4 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に係る説明の御参考 2  
文書 1 1 5 資料 2 1  
文書 1 1 6 資料 2 2  
文書 1 1 7 FAX 送信表  
文書 1 1 8 次期通常国会提出予定法案 3  
文書 1 1 9 資料 2 3  
文書 1 2 0 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案説明要旨  
文書 1 2 1 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（統合運用関係）の解説  
文書 1 2 2 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百八十四号）  
文書 1 2 3 次期通常国会提出予定法案の概要（案）  
文書 1 2 4 作成部数（防衛庁設置法等の一部を改正する法律案）  
文書 1 2 5 Q & A 5  
文書 1 2 6 防衛庁設置法等の一部を改正する法律について（概要イメージ）  
文書 1 2 7 Q & A 6  
文書 1 2 8 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案改正内容  
文書 1 2 9 防衛庁環境月間及び防衛庁環境週間について（通達）（案）  
文書 1 3 0 第百六十二回国会（常会） 防衛庁設置法等の一部を改正

する法律案関係資料 防衛庁

文書131 資料24

文書132 「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」について

文書133 国連創設及びわが国の終戦・被爆六十周年に当たり、更なる卯西平和の構築への貢献を誓約する決議について（事務連絡  
平成17年8月3日）

文書134 内閣総理大臣談話

文書135 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案関係資料

文書136 平成17年度予算関連

文書137 防衛庁組織令及び防衛庁の職員の給与等に関する法律施行  
令の一部を改正する政令について（平成17年2月 長官官房  
広報課） 1

文書138 防衛庁組織令及び防衛庁の職員の給与等に関する法律施行  
令の一部を改正する政令について（平成17年2月 長官官房  
広報課） 2

文書139 防衛庁予算関連法案提出状況（平成6年度～平成16年）

文書140 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の概要説明図

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書44	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
2		2枚目の一部	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
3	文書45	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4		2枚目の一部	国の機関の内部における審議又は検

			討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
5	文書46	1枚目から3枚目までのそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6	文書47	1枚目の一部	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
7		2枚目の全て	
8	文書48	1枚目の一部	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
9		2枚目の全て	
10	文書49	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にす

			することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 1	文書50	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢、防衛力の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
1 2		2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 3	文書51	1枚目の一部	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれ、不适当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 4		2枚目の全て	2枚目の全て

1 5	文書 5 2	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 6	文書 5 3	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 7	文書 5 4	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 8	文書 5 5	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
1 9	文書 5 6	2枚目の全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を

			生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
20	文書57	全て	国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
21	文書58	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
22		2枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくな

			り、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
23	文書59	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
24	文書64	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
25	文書65	3枚目のページ番号を除く全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
26	文書66	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当

			に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
27	文書67	3枚目のページ番号を除く全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
28	文書68	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
29	文書69	4枚目のページ番号を除く全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
30	文書70	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
31	文書71	4枚目のページ番号を除く全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつ

			て、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
3 2	文書73	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 3	文書74	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 4	文書75	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわ

			れ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 5	文書 7 6	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 6	文書 7 7	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 7	文書 7 8	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られな

			となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 8	文書79	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
3 9	文書81	1枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 0	文書82	1枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 1	文書84	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する

			情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 2	文書85	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 3	文書86	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 4	文書87	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることによ

			り、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 5	文書8 8	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 6	文書8 9	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
4 7	文書9 0	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわ

			れ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
48	文書91	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
49	文書92	1枚目から3枚目までのそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
50	文書93	1枚目から6枚目までのそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られな

			となり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 1	文書9 6	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 2	文書9 7	1枚目のページ番号を除く全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 3	文書9 8	全て	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 4	文書9 9	1枚目から3枚	法人その他の団体に関する情報であ

		目までのそれぞれページ番号を除く全て	り、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
55	文書100	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
56	文書106	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくな

			り、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 7	文書10 7	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 8	文書10 8	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及

			ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
5 9	文書109	2枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
6 0	文書110	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 1	文書111	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくな

			り、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 2	文書112	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議又は検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、さらに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 3	文書113	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 4	文書114	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正

			当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 5	文書115	1枚目及び2枚目のそれぞれページ番号を除く全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 6	文書116	1枚目のページ番号を除く全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 7	文書117	1枚目の一部	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに

			に、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、さらに、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
6 8	文書1 1 8	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
6 9	文書1 1 9	全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
7 0	文書1 2 3	1枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
7 1	文書1 3 1	全て	法人その他の団体に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正

			当な利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、相互間の信頼関係が著しく損なわれ、当該法人等からの協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
7 2	文書13 6	1枚目の一部	防衛省・自衛隊の防衛力整備及び運用に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の防衛体制・態勢、防衛力の現状が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。